

# 保 険 募 集 指 針

山口県信用組合

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。  
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまの金融に関する知識・経験、契約目的、財産の状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた保険商品の提供に努めます。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるよう情報を提供いたします。
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。  
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。  
山口県信用組合 業務部 電話番号:0836—84—3300  
受付時間:当組合営業日の午前9時～午後5時

以 上

## 【預金等との違い】

当組合がご提案する保険商品は預金等ではございません。

したがって、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりませんので、元本(払込済みの保険料)の返済は保証されておりません。